

平成30年鎌ケ谷市農業委員会第4回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年4月5日(木) 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員  | 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員  | 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員  | 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 |             |

農地利用最適化推進委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- |   |    |
|---|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について                  | 2件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について                         | 1件 |
| 議案第3号 鎌ケ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について                  | 4件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について                  | 5件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について                | 5件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ケ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

10番鈴木有光委員

11番川村誠司委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長

議長

葛山 議長

5番、山田芳裕班長

山田 班長

第2班の現地調査の報告をいたします。

3月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について2件の計4件です。

2班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、審議番号1、審議番号2は一括審議といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

葛山 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び2は関連していますので一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が畑1筆、面積272平方メートルで、審議番号2は畑2筆、合計面積272平方メートルで、総面積544平方メートルの普通畑です。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、造園業を営んでおり、現在は資材置場を自宅敷地内としていますが、資材の増加等に伴い狭くなったため、近隣で用地を探していたところ、比較的近隣の申請地を相続により取得した非農家の譲渡人が農地の処分を検討していたため、資材置場として転用計画するものであり、本計画は適当であるものと思われま

雨水対策として、敷地内を転圧のみとすることにより自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。

農地区分は、市街化の傾向の著しい区域内にある農地で、半径300メートル以内に市役所があるので、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われまます。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 4番、鈴木一男委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び2は関連していますので一括して報告いたします。

3月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号1が畑1筆、面積272平方メートルで、審議番号2は、畑2筆、合計面積272平方メートルで、総面積544平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地に単管パイプを建てネットで囲ってあるが、申請計画と関係あるのか確認したところ、そのまま活用するとのことであり、入口の変更も考えているとのことであったため、関係書類を訂正後差し替えるよう指導し、本日、訂正後の書類を確認しました。

また、出入口の施錠は考えていないのかとの確認に対し、ネット状のもので閉鎖し、施錠する予定であるとのことでした。

次に、申請地は小学校の付近であることから、工事期間中等十分に注意すること、許可後は速やかに着工し、使用後には工事完了報告書を提出すること、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、道路河川整備課より、雨水の流出抑制について、協議依頼があることを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。  
葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

葛山 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年3月16日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は畑13筆、合計面積5,411.3平方メートルの農地を、新たに賃借権により5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

葛山 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑13筆、合計面積5,411.3平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積を新たに計画するもので、賃借権により5年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

葛山 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年3月16日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、合計面積1,809平方メートルの農地の使用貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。  
現地は、畑1筆、面積1,809平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、使用貸借による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号鎌ケ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(指針)について、を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

佐山 局長 議長

葛山 議長 佐山局長

佐山 局長 議案書の6ページから11ページまでをご覧ください。

議案第3号鎌ケ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)についてでございます。

本件は、第3回定例会で継続審議となりました鎌ケ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、ご審議いただくものでございます。

前回のご審議の中で、毎月のように農地転用が生じている中で「管内の農地面積」が現状維持となっていること、また「総農家数」も減っていないこと、そして「集積面積の割合9.5パーセント」の基となった「農業経営基盤経営強化の促進に関する基本構想」の目標値は農業振興地域を含めたうえで導き出されている値ではないか、以上3点に関して、再検討した内容といたしましては、「管内の農地面積」及び「総農家数」につきましては、公の数値として使われている農林業センサスの実績に基づき推計、減少した値を用いることといたしました。

次に、『集積面積』につきましては、毎年度策定している活動計画に基づいた数値に改めたものでございます。

「管内の農地面積」及び「集積面積」を修正したことに伴い「集積面積の割合」は減少となっております。

以上3点の他に、前回の総会でご意見はありませんでしたが、「遊休農地面積」、「認定農業者数」につきましても同様に活動計画に基づき修正するとともに、各表の現状欄につきましても、策定年度を平成30年度に変更いたしました。

この修正案につきましては事前に会長、会長職務代理者、及び推進委員の皆さんに諮り、今回ご提案したところでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

葛山 議長 質疑に入ります。

時田 委員 議長

葛山 議長 9番、時田将委員

時田 委員 修正案について、事前に会長、会長職務代理者、各推進委員に事前に諮ったと

のことだが、意見等は特に無かったのか。

佐山 局長

議長

葛山 議長

佐山局長

佐山 局長

前回にご指摘いただいた内容を精査した旨をお伝えしたところ、特に意見はございませんでした。

葛山 議長

その他、無ければ質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から報告第3号までを報告いたします。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海 次長

議長

葛山 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の12ページから14ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について5件の計9件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知を交付いたしました。

続きまして、議案書の15ページから16ページまでをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について5件につきましては、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年4月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長      葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員      鈴 木 有 光

鎌ヶ谷市農業委員会委員      川 村 誠 司